

東員第一中学校建設事業

募集要項

令和5年10月2日

東員町

目 次

第 1	本書の位置付け	1
第 2	事業概要	2
1	事業名称	2
2	本事業の対象となる公共施設.....	2
3	公共施設の管理者の名称.....	2
4	本事業の経緯・目的.....	2
5	本事業の内容	3
第 3	事業者の募集及び選定に関する事項	7
1	事業者の募集及び選定方式.....	7
2	事業者の募集及び選定スケジュール.....	7
3	応募事業者の参加資格要件.....	7
4	応募に関する手続き.....	12
5	応募に関する留意事項.....	16
6	優先交渉権者の決定方法.....	18
第 4	事業契約に関する事項	19
1	契約手続き等	19
2	契約保証金	20
3	事業者の事業契約上の地位.....	20
第 5	事業実施に関する事項	20
1	誠実な業務遂行義務.....	20
2	町と事業者との責任分担.....	20
3	業務遂行状況のモニタリング.....	20
4	保険の付保	21
5	提案書類又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置.....	21
6	遵守すべき法令等.....	21
7	事業の継続が困難となった場合の措置.....	21
第 6	募集要項等に関する問合せ先	22

第1 本書の位置付け

東員第一中学校建設事業 募集要項(以下「募集要項」という。)は、東員町(以下「町」という。)が東員第一中学校建設事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)を公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により募集及び選定を行うにあたり、公表するものである。

募集要項と併せて交付する以下の資料(以下「募集要項等」という。)は、募集要項と一体のものとする。

- ・要求基準書及び附属資料
- ・V E ・ C D提案実施要領
- ・事業者選定基準書
- ・様式集
- ・事業契約書(案)

本プロポーザルへの応募を希望する事業者(以下「応募事業者」という。)は、募集要項等の内容を前提として、応募に必要な書類を提出するものとする。

募集要項等に記載がない事項については、募集要項等に係る質問に対する回答、個別対話及びV E ・ C D提案審査の結果による。

第2 事業概要

1 事業名称

東員第一中学校建設事業(以下「本事業」という。)

2 本事業の対象となる公共施設

名称：東員第一中学校

種類：中学校

3 公共施設の管理者の名称

東員町長 水谷 俊郎

4 本事業の経緯・目的

＜背景＞

東員町の学校施設は、昭和40年代から昭和50年代にかけて建設され、多くの学校施設が建設から40年以上経過している。特に東員第一中学校は、建設から60年近くが経過し、施設の老朽化が進んでいる。

また、現東員第一中学校は建設当時に桑名市との組合立であったことから桑名市に近い場所に建設されている。近年の少子高齢化による人口減少が社会的な問題となり、将来的には児童・生徒数の減少が予測されることから、学校の小規模化など、今後の教育環境に様々な課題が生じることも懸念されている。

＜東員町小中学校適正規模適正配置基本方針＞

現状の課題を解消し、今後の小中学校の適正規模・配置の取り組みを行うため、平成26年8月から住民参画による「小中学校適正規模適正配置検討委員会」を設置して議論を重ね、平成29年5月に「東員町小中学校適正規模適正配置基本方針」が策定された。短期的な視点では東員第一中学校の建替えは急務で、通学距離の均衡化を考慮し町の中心部への移転が望ましいとされている。中長期的な視点では東員第二中学校と東員第一中学校を統合すべきとの考えもあるが、東員第二中学校区の地域としてのそもそもの存立基盤や住民の心情、活性化を考えると統合は避けるべきという考え方が地域には圧倒的に根強くあることは見逃せないとしている。

＜東員町学校施設整備基本構想＞

町内の小中学校の将来にわたる組織的全体像を構築し、適正配置・統合などによる施設更新の方針を定めるため、平成30年4月に「東員町学校施設整備計画検討委員会」を設置し、三重大学との共同研究により、平成31年3月に「東員町学校施設整備基本構想」を策定した。基本構想では、学校施設整備の基本方針を定め、新・東員第一中学校を総合文化センターの北側へ移転整備し、公共施設群との統合性を強化することとした。

＜基本設計＞

令和４年度に「東員第一中学校建設工事基本設計業務」、「東員第一中学校敷地造成工事基本設計業務」を実施し、本事業に係る基本設計を取りまとめた。

＜埋蔵文化財＞

計画地は、山田廃寺・西畑遺跡に該当し、埋蔵文化財包蔵地であるため、文化財保護法の規定により、令和４年度に「埋蔵文化財試掘調査支援業務」を実施し、包蔵地の範囲、残存状況等の確認を行った。

５ 本事業の内容

（１）事業方式

本事業は、令和４年度に実施した基本設計に対して、工事費等の縮減やライフサイクルコストの低減などを図るための技術提案(以下「VE・CD提案」という。)を受け、事業者が実施設計及び建設を一括して行う「基本設計先行型 設計・施工一括発注 (DB : Design Build)方式」により実施する。

（２）事業予定地

東員第一中学校(以下「本施設」という。)の建設予定地は、町が本事業を実施するために新たに取得する下記の敷地(以下「事業用地」という。)とする。

【事業用地の概要】

所在地	三重県員弁郡東員町大字山田 1679 番地 1 他
敷地面積	32,520 m ²
地 目	田、畑 等
都市計画区域	市街化調整区域
用途地域	指定なし
その他指定	農業振興地域
容積率	200%
建ぺい率	60%
接続道路	東側：県道桑名東員線、南側：町道瀬古泉北大社線 西側：町道山田 580 号線、北大社 581 号線

(3) 本施設の概要

本施設の規模等は、基本設計の内容を前提とする。

【本施設の概要】

面積	建築面積：7,230 m ² 延床面積：11,845 m ² ※面積内訳は下表参照
構造	校舎棟：鉄筋コンクリート造 体育館棟：鉄筋コンクリート＋鉄骨鉄筋コンクリート造
階数	校舎棟：地上3階、体育館棟：地上2階
最高高さ	校舎棟：14.1m、体育館棟：14.8m
本施設の 対象	校舎棟、体育館棟、部室棟、駐輪場(240台、来客用50台) 駐車場(一般用：50台、配送・送迎用：10台、来客用：28台) グラウンド、テニスコート3面

【本施設の面積内訳】

単位：m²

	校舎棟	体育館棟	渡り廊下	部室棟	駐輪場	合計
3階	1,040					1,040
2階	3,155	1,030	0			4,185
1階	3,200	2,140	200	240	840	6,620
棟別床面積	7,395	3,170	200	240	840	11,845
建築面積	3,540	2,380	230	240	840	7,230

(4) 既存施設の概要

現在、事業用地内にある東員町育苗研修交流施設(以下「既存施設」という。)は、本事業の造成工事において解体撤去を行う。

【既存施設の概要】

東員町育苗研修交流施設	竣工：平成3年度、延床面積：992.16 m ² 、構造：鉄骨造
-------------	---

(5) 事業期間

本事業の契約期間は、事業契約の締結日(町議会における議決日以降)から、外構工事の完了日(令和8年12月28日)までとする。

事業期間終了後(本施設の引渡後)、町は令和9年4月の供用開始に向けて、什器、備品の搬入・設置等を行う。

【事業スケジュール(予定)】

契約の締結	令和6年3月
造成実施設計	令和6年4月～令和6年7月
建築実施設計	令和6年4月～令和7年2月
造成工事	令和6年8月～令和7年3月
建築工事・外構工事	令和7年4月～令和8年12月
本施設の引渡	令和8年12月末

※校舎建築工事の着手は、国庫補助金の交付決定後になる。(令和7年7月予定)

(5) 本事業の業務範囲

本事業において、事業者が行う業務範囲は、以下のとおりとする。

事業者は、各業務の責任者を配置するほか、本事業全体の進捗管理等を行い、事業期間を通じて町との連絡窓口となる「統括責任者」を選任し、本事業に係る各業務を円滑かつ効率的に遂行できる体制を構築する。

なお、工事監理業務については、町が別途委託する当該業務の受託者が実施する。

① 設計業務

ア 事前調査

イ 事業用地の造成実施設計（既存施設の解体設計含む）

ウ 本施設の建築実施設計

エ 各種申請等

オ その他、上記の業務を実施するうえで必要となる関連業務

② 建設業務

ア 事業用地の造成工事（既存施設の解体撤去含む）

イ 本施設の建築工事

ウ 本施設の外構工事

エ 近隣対応・対策

オ 電波障害対策

カ その他、上記の業務を実施するうえで必要となる関連業務

本事業に関連して、町が実施する主な業務は、次のとおりとする。

【町が実施する主な業務内容】

年度	業務内容
令和5年度	・都市計画決定、都市計画事業認可 ・農振除外、農地転用許可 ・事業用地の取得
令和6年度	・電柱等支障移転 ・埋蔵文化財発掘調査
令和7年度	
令和8年度	・開校時に必要な什器、備品等の購入、搬入設置 ・校内 LAN 整備（GIGA スクール、校務系ネットワーク）

(6) 提案上限価格

本事業における上限価格は、6,050,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とし、当該価格を上回る提案を行った場合は失格とする。なお、上限価格の算定根拠は公表しない。

(7) 事業者への支払方法

町から事業者への支払方法及び支払条件は、事業契約書(案)（令和5年 11 月公表予定）に明記する。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方式

本事業では、基本設計の内容を前提にしたうえで、機能・性能の向上、工事費等の縮減や工期の短縮などを実現するためのノウハウが必要になることから、事業者の募集及び選定は、事業者選定基準書に基づき、提案価格及び提案内容を総合的に評価して優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式により行う。

2 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行うことを予定している。

日程(予定)		内 容
令和5年	10月2日(月)	募集要項等の公表
	10月13日(金)	募集要項等に関する質問の受付締切
	10月20日(金)	募集要項等に関する質問に対する回答公表
	10月27日(金)	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付締切
	11月2日(木)	参加資格審査結果の通知
	11月8日(水)	個別対話参加申込書及び個別対話確認事項書の受付締切
	11月16日(木) 又は17日(金)	個別対話の開催
	11月24日(金)	個別対話結果の公表
	12月1日(金)	VE・CD提案の受付締切
	12月8日(金)	VE・CD提案審査結果の通知
令和6年	1月29日(月)	提案書類の受付締切
	2月13日(火)	プレゼンテーション・ヒアリングの実施
	2月下旬	優先交渉権者の決定及び公表、仮契約の締結
	3月下旬	仮契約の議決(本契約の締結)

※事業用地の見学会は開催しません。事業用地周辺の確認を行う場合は、近隣住民に十分に配慮すること。

※本事業は、議会の議決を要する契約に該当するため、仮契約の締結後、町議会の議決を得た後、本契約としての効力が発生する。

3 応募事業者の参加資格要件

(1) 応募事業者の構成等

① 応募事業者の構成

ア 応募事業者は、事業用地の造成実施設計を行う企業(以下「土木設計企業」という。)、本施設の建築実施設計を行う企業(以下「建築設計企業」という。)、事業用地の造成工事及び本施設の建設工事を行う企業(以下「建設企業」という。)で構成されるものとする。応募事業者は、建設企業が土木設計企業と建築設計企業を兼ねて単独企業

(以下「応募企業」という。)となることも、複数の企業により構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)とすることも可能とする。

- イ 応募グループが本事業の優先交渉権者として決定した場合は、町との仮契約の締結時までに東員町発注の建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱(平成 14 年 7 月 31 日 告示第 57 号)に準拠して特定建設工事共同企業体(以下「特定 J V」という。)を結成し、共同企業体協定書を提出すること。当該特定 J Vが町との契約主体となること。

② 応募グループの留意事項

- ア 応募グループの場合、建設企業が代表企業となり、その他の企業は構成企業(以下、代表企業と構成企業を合わせて「構成員」という。)となること。本事業に係る応募手続き及び優先交渉権者として選定された場合の契約手続きなどは代表企業が行うこと。
- イ 複数の応募グループの代表企業又は構成企業になることはできない。また、代表企業又は構成企業のいずれかと資本面若しくは人事面において関連のある企業は、他の応募グループの代表企業又は構成企業となることはできない。
- ウ 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付以降、応募グループの代表企業の変更は認めない。代表企業以外の構成企業の変更については、やむを得ない事情が発生した場合に限り、町と代表企業が当該変更の可否について協議を行うものとする。

(2) 応募企業又は応募グループの構成員の参加資格要件

応募企業又は応募グループの構成員は、次の要件すべてに該当する者とする。

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定により本町の入札参加を制限されている者
- イ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと
- ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている者(ただし、手続開始の決定を受けた者で、所定の手続に基づく再認定等を受けている場合を除く)でないこと
- エ 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 511 条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと
- オ 参加資格審査申請書類の受付締切日において、町の指名停止又は営業停止等の措置を受けていない者
- カ 法令、規則等に違反していない者
- キ 東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成 29 年 10 月 24 日告示第 74 号)の別表第 2 に掲げるいずれかに該当しない者
- ク 国税及び地方税を滞納していない者
- ケ 町が本事業に係る事業者選定支援業務を委託している者及び同者が当該業務において

- 提携している者(下記参照)と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと
・株式会社百五総合研究所(三重県津市岩田 21 番 27 号)
- コ 町が設置した「東員第一中学校建設事業プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)の委員又は委員が属する組織、企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと
- サ 上記のケ及びコに定める者を本事業の応募に関するアドバイザー等として起用していないこと

(3) 応募企業(単独企業)の参加資格要件

応募企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア 東員町財務規則(昭和 63 年東員町規則第 11 号)第 125 条第 2 項又は第 3 号の規定に基づく競争入札資格者名簿の「土木一式」「建築一式」に登録され、令和 4～7 年度入札参加資格審査申請に係る手続きが完了している者
- イ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、「土木一式工事」「建築一式工事」について特定建設業の許可を受けている者
- ウ 建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号)による「都市計画及び地方計画部門」の登録がなされている者
- エ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けている者
- オ 建築士法第 26 条第 2 項の規定による監督処分を受けていない者(処分を受けた地域を問わない)
- カ 直近の経営規模等評価結果通知書における土木一式の総合評価値が 1,500 点以上、建築一式の総合評価値が 1,500 点以上の者
- キ 過去 15 年間(平成 20 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月末まで)において、国内で元請として区域面積 10,000 m²以上の造成に係る土木一式工事の完了実績を有する者(共同企業体での実績の場合、当該共同企業体の代表としての実績を有すること)
- ク 過去 15 年間(平成 20 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月末まで)において、国内で元請として延床面積 5,000 m²以上の学校(学校教育法第 1 条に規定する学校とし、公立・私立を問わない)の新築に係る建築一式工事の完了実績を有する者(共同企業体での実績の場合、当該共同企業体の代表としての実績を有すること)
- ケ 過去 15 年間(平成 20 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月末まで)において、国内で元請として区域面積 10,000 m²以上の造成(整地)に係る実施(詳細)設計業務の完了実績を有する者
- コ 過去 15 年間(平成 20 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月末まで)において、国内で元請として延床面積 5,000 m²以上の学校(学校教育法第 1 条に規定する学校とし、公立・私立を問わない)の新築に係る実施設計業務の完了実績を有する者
- サ 建設業法第 26 条に基づく監理技術者として、下記の有資格者(参加表明書の提出日において、3 か月以上の直接的な雇用関係にある常勤者)を専任かつ常駐で配置できる者

- ・土木工事における監理技術者は、一級土木施工管理技士の資格を有する者
 - ・建築工事における監理技術者は、一級建築士及び一級建築施工管理技士の資格を有する者
- シ 現場代理人を常駐で配置できる者(上記サに定める監理技術者との兼務は可能)
- ス 造成実施設計に係る管理技術者及び照査技術者として、下記の通り配置できる者
- ・技術士(建設部門)又はR C C Mの資格を有し、管理技術者が区域面積 10,000 m²以上の造成(整地)に係る実施(詳細)設計業務の完了実績を有すること
 - ・参加表明書の提出日において3か月以上の直接的な雇用関係にある常勤者であること
 - ・兼任しないこと
- セ 建築実施設計に係る管理技術者及び主任担当技術者として、下記の通り配置できる者
- ・管理技術者及び意匠主任技術者は、一級建築士の資格を有し、いずれも管理技術者又は意匠主任技術者として、延床面積 5,000 m²以上の建物新築に係る実施設計業務の完了実績を有すること
 - ・構造主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有すること
 - ・電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士のいずれかの資格を有すること(電気設備主任技術者又は機械設備主任技術者のいずれかは、設備設計一級建築士の資格を有すること)
 - ・参加表明書の提出日において3か月以上の直接的な雇用関係にある常勤者であること
 - ・兼任しないこと

(4) 応募グループの参加資格要件

① 土木設計企業の参加資格要件

土木設計企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア 東員町財務規則(昭和63年東員町規則第11号)第125条第2項又は第3号の規定に基づく競争入札資格者名簿の「土木関係コンサルタント(都市計画及び地方計画)」に登録され、令和4～7年度入札参加資格審査申請に係る手続きが完了している者
- イ 建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)による「都市計画及び地方計画部門」の登録がなされている者
- ウ 過去15年間(平成20年4月1日から令和5年3月末まで)において、国内で元請として区域面積10,000 m²以上の造成(整地)に係る実施(詳細)設計業務の完了実績を有する者
- エ 管理技術者及び照査技術者として、下記の通り配置できる者
- ・技術士(建設部門)又はR C C Mの資格を有し、管理技術者が区域面積 10,000 m²以上の造成(整地)に係る実施(詳細)設計業務の完了実績を有すること
 - ・参加表明書の提出日において3か月以上の直接的な雇用関係にある常勤者であること
 - ・兼任しないこと

② 建築設計企業の参加資格要件

建築設計企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア 東員町財務規則（昭和 63 年東員町規則第 11 号）第 125 条第 2 項又は第 3 号の規定に基づく競争入札資格者名簿の「建築関係コンサルタント（建築一般）」に登録され、令和 4～7 年度入札参加資格審査申請に係る手続きが完了している者
- イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けている者
- ウ 過去 15 年間（平成 20 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月末まで）において、国内で元請として延床面積 5,000 m²以上の学校（学校教育法第 1 条に規定する学校とし、公立・私立を問わない）の新築に係る実施設計業務の完了実績を有する者
- エ 建築士法第 26 条第 2 項の規定による監督処分を受けていない者（処分を受けた地域を問わない）
- オ 管理技術者及び主任担当技術者として、下記の通り配置できる者
 - ・管理技術者及び意匠主任技術者は、一級建築士の資格を有し、いずれも管理技術者又は意匠主任技術者として、延床面積 5,000 m²以上の建物新築に係る実施設計業務の完了実績を有すること
 - ・構造主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有すること
 - ・電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士のいずれかの資格を有すること（電気設備主任技術者又は機械設備主任技術者のいずれかは、設備設計一級建築士の資格を有すること）
 - ・参加表明書の提出日において 3 か月以上の直接的な雇用関係にある常勤者であること
 - ・兼任しないこと

③ 建設企業の参加資格要件

建設企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア 東員町財務規則（昭和 63 年東員町規則第 11 号）第 125 条第 2 項又は第 3 号の規定に基づく競争入札資格者名簿の「土木一式」「建築一式」に登録され、令和 4～7 年度入札参加資格審査申請に係る手続きが完了している者
- イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、「土木一式工事」「建築一式工事」について特定建設業の許可を受けている者
- ウ 直近の経営規模等評価結果通知書における土木一式工事の総合評価値が 1,500 点以上、建築一式工事の総合評価値が 1,500 点以上の者
- エ 過去 15 年間（平成 20 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月末まで）において、国内で元請として区域面積 10,000 m²以上の造成に係る土木一式工事の完了実績を有する者（共同企業体での実績の場合、当該共同企業体の代表としての実績を有すること）
- オ 過去 15 年間（平成 20 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月末まで）において、国内で元請として延床面積 5,000 m²以上の学校（学校教育法第 1 条に規定する学校とし、公立・私

立を問わない)の新築に係る建築一式工事の完了実績を有する者(共同企業体での実績の場合、当該共同企業体の代表としての実績を有すること)

- カ 建設業法第 26 条に基づく監理技術者として、下記の有資格者(参加表明書の提出日において、3か月以上の直接的な雇用関係にある常勤者)を専任かつ常駐で配置できる者
- ・土木工事における監理技術者は、一級土木施工管理技士の資格を有する者
 - ・建築工事における監理技術者は、一級建築士及び一級建築施工管理技士の資格を有する者
- キ 現場代理人を常駐で配置できる者(キに定める監理技術者との兼務は可能)

④ 応募グループの想定

応募グループは、下記の3形態を想定している。

形態	応募グループの構成
A	土木設計企業、建築設計企業、建設企業の3者により構成されるグループ
B	建築設計企業、建設企業(土木設計企業を兼務)の2者により構成されるグループ
C	土木設計企業、建設企業(建築設計企業を兼務)の2者により構成されるグループ

※Bの形態で応募グループを組成する場合、土木設計企業の参加資格要件として記載している上記①アの要件は不要とする。

※Cの形態で応募グループを組成する場合、建築設計企業の参加資格要件として記載している上記②アの要件は不要とする。

(5) 参加資格の確認基準日

応募事業者の参加資格要件に関する確認基準日は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出日とする。ただし、参加資格の確認基準日から事業契約の締結日までの間に、応募企業又は構成員において上記の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。ただし、前述のとおり、やむを得ない事情が発生した場合に限り協議を行い応募グループの代表企業以外の構成企業については、変更を認める場合がある。

4 応募に関する手続き

(1) 募集要項等の公表

募集要項等は、町ホームページにおいて公表する。

要求基準書の付属資料は、下記の通り配布する。

期 間	令和5年10月2日(月)～10月13日(金)(土・日・祝日除く)
時 間	8時15分～17時
場 所	東員町教育委員会事務局 教育総務課 ※付属資料の受領を希望する場合、前日までに来訪時間の電話連絡を入れ、当日は様式1「要求基準書付属資料申込書」を持参すること

(2) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関して、下記の通り、質問を受け付ける。

受付期間	令和5年10月10日(火)～13日(金)17時
受付方法	様式2「募集要項等に関する質問書」に必要事項を記載し、電子メールに添付して提出すること ※電子メールの件名は、「【募集要項等_質問】(企業名)」として送信すること
提出先	東員町教育委員会事務局 教育総務課 E-mail : kyousou@town.toin.lg.jp

(3) 募集要項等に関する質問に対する回答の公表

募集要項等に関する質問に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると町が判断したものを除き、令和5年10月20日(金)に町ホームページに公表することを予定している。

なお、提出された質問に関して、町が必要と判断した場合は、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

(4) 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

参加表明書及び参加資格審査申請書類は、下記の通り受け付ける。

受付期間	令和5年10月25日(水)～27日(金)
受付時間	8時15分～17時
提出場所	東員町教育委員会事務局 教育総務課
提出書類	様式集に従って作成すること
提出方法	持参により提出すること ※提出日の前日までに来訪時間の電話連絡を入れること

提出された参加表明書及び参加資格審査申請書類の変更、差替え、再提出は、原則として認めない。なお、参加資格審査において町が必要と判断した場合は、応募事業者に追加書類の提出を要求することがある。

受付期間中に参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないとされた者は、本事業に応募することができない。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、応募企業又は応募グループの代表企業に対して、令和5年11月2日(木)までに書面により通知する。参加資格審査の通過者に通知する受付番号等は、提案書類に記入すること。

参加資格が無いと通知された応募事業者は、通知を受けた日から起算して5日以内に当該理由について書面により町に説明を求めることができる。町は、当該書面を受

領後 10 日以内に説明を求めた応募企業又は応募グループの代表企業に対して書面により回答を行う。

(6) 応募の辞退

参加資格審査を通過した応募事業者が、応募を辞退する場合は、提案書類の受付締切日の前日までに応募辞退届(様式 5-1-1 又は様式 5-1-2)を東員町教育委員会事務局 教育総務課に持参又は郵送により提出すること。

(7) 個別対話の実施

参加資格審査を通過した応募事業者を対象に、VE・CD 提案に関して、応募事業者との意思疎通を図るとともに、町の意図と応募事業者の提案内容との間に齟齬が生じないように、個別対話を実施する。

参加資格審査を通過した応募事業者は、必ず個別対話の申し込みを行うこと。

応募企業又は応募グループの参加者は、5 名を上限とする。

個別対話参加申込書及び個別対話確認事項書は、下記の通り受け付ける。

受付期間	令和 5 年 11 月 6 日(月)～8 日(水)17 時
受付方法	様式 3-1 「個別対話参加申込書」及び様式 3-2 「個別対話確認事項書」に必要事項を記載し、電子メールに添付して提出すること ※電子メールの件名は、「【個別対話】(応募企業又は応募グループ名)」として送信すること
提出先	東員町教育委員会事務局 教育総務課 E-mail : kyousou@town.toin.lg.jp

個別対話は、下記の通り開催することを予定している。

開催日時	令和 5 年 11 月 16 日(木)又は 17 日(金) ※開催日時及び開催当日の留意事項は、応募企業又は応募グループの代表企業に対して通知(以下「個別対話通知書」という。)する。
開催場所	東員町総合文化センター ※詳細は「個別対話通知書」に明記する。
参加者	・ 応募事業者側の参加者は、様式 3-1 「個別対話参加申込書」に記載されている者とする。 ・ 町側の参加者は、東員町教育委員会事務局 教育総務課担当者及び本事業に係る事業者選定支援業務受託者の担当者とする。
対話時間	・ 90 分(予定)

(8) 個別対話結果の公表

個別対話の内容は、応募事業者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると町が判断したものを除き、令和 5 年 11 月 24 日(金)に町ホームページに公表することを予定している。

(9) VE・CD提案の受付

参加資格審査を通過した応募事業者は、下記の日時にVE・CD提案書類を提出すること。受付期間にVE・CD提案書類を提出しない場合は、本事業に応募することができない。

受付期間	令和5年11月29日(水)～12月1日(金)
受付時間	8時15分～17時
提出場所	東員町教育委員会事務局 教育総務課
提出書類	VE・CD提案実施要領に従って作成すること
提出方法	応募企業又は応募グループの代表企業が持参により提出すること ※提出日の前日までに来訪時間の電話連絡を入れること

(10) VE・CD提案審査結果の通知

VE・CD提案審査の結果は、当該書類を提出した応募企業又は応募グループの代表企業に対して、令和5年12月8日(金)までに書面により通知する。

(11) 提案書類の受付

参加資格審査を通過した応募事業者は、下記の日時に提案書類を提出すること。受付期間に提案書類を提出しない場合は、本事業に応募することができない。

受付期間	令和6年1月22日(月)～29日(月)(土・日除く)
受付時間	8時15分～17時
提出場所	東員町教育委員会事務局 教育総務課
提出書類	様式集に従って作成すること
提出方法	応募企業又は応募グループの代表企業が持参により提出すること ※提出日の前日までに来訪時間の電話連絡を入れること

町は、応募事業者から提出された提案書類について、様式集の指定通りに必要書類が形式上全て揃っていることを確認し、不備・不足がある場合は、失格とする。

提出された提案書類に関して、追加や変更、再提出は認めない。ただし、誤字・脱字の修正など、町が認めた場合にはこの限りではない。

提案書類の受付後、プレゼンテーション及びヒアリングの実施までに、応募事業者に対して記載内容に関する質問・確認を行う場合がある。

(12) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書類の審査にあたり、応募事業者によるプレゼンテーション及び審査委員から応募事業者に対するヒアリングを実施する。

応募事業者が、プレゼンテーション及びヒアリングに出席できない場合、失格とする。

プレゼンテーションは、提案書類に記載した内容をスライドで説明することを基本とし、提案書類に記載していない新たな提案の説明は不可とする。また、スライドの中に

アニメーション以外の動画を使用することやパネル・模型等の持ち込みも不可とする。

【プレゼンテーション・ヒアリング概要】

実施日	令和6年2月13日(火) ※集合場所及び集合時刻・開始時刻等は、提案書類の受付後に応募企業又は応募グループの代表企業に通知（以下「プレゼン通知書」という。）する。
会 場	東員町総合文化センター 第1講習室(予定) ※会場の事前確認(下見)は不可とする。会場レイアウト図は、「プレゼン通知書」に記載する。
出席者	6名以内 ※出席者は応募企業又は応募グループの構成員に在籍する者に限定する。 ※応募企業又は応募グループの代表企業が選任予定の「統括責任者」は必ず出席することとし、その他の出席者についても、可能な限り各業務の責任者や担当者として選任予定の者を含めること
所要時間	・プレゼンテーション：25分 ・ヒアリング(質疑応答)：30分
町が準備する機器	・液晶ディスプレイ（55型、入力端子：HDMI） ・HDMIケーブル（5m）
当日配布資料	・プレゼンテーションに使用するスライド画面を印刷した資料を12部持参（印刷設定：任意）すること
その他	・上記以外の留意事項については、「プレゼン通知書」に記載する。

5 応募に関する留意事項

(1) 注意事項

- ア 応募事業者は、本プロポーザルの応募手続きにおいて知り得た情報等に関して、第三者に漏らしてはならない。
- イ 応募事業者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- ウ 応募事業者は、本事業への応募にあたり、競争を制限する目的で他の応募事業者と提案価格、応募意思及び提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に提案価格及び提案内容等を定めなければならない。
- エ 応募事業者は、優先交渉権者の決定前に他の応募事業者に対して、提案価格及び提案内容等を意図的に開示してはならない。
- オ 応募事業者の談合その他の理由により、本事業の募集を公正に執行することができないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該応募事業者を本プロポーザル参加させず、又は本プロポーザルを延期し、若しくは取り止めることがある。後日、不正な行為が判明した場合は、契約を締結しない、又は契約の解除等の措置を講ずることがある。

(2) 募集要項等の承諾

応募事業者は、提案書類の提出をもって、募集要項等のほか、質問に対する回答及び町が公表・配布した追加資料等の記載内容を承諾したものとみなす。

(3) 複数提案の禁止

応募事業者は、1つの提案しか行うことができない。

(4) 提案書類の変更等の禁止

提出された提案書類の変更、再提出は、原則として認めない。

提案審査において町が必要と判断した場合は、応募事業者に追加書類の提出や提案内容に対する質問への回答を要求する場合がある。

(5) 本事業への応募及び提案書類作成等に係る費用負担

本事業への応募及び提案書類の作成等に係る費用は、すべて応募事業者の負担とする。

(6) 使用言語、単位及び時刻

本事業の応募及び提案書類の作成に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(7) 著作権

応募事業者から提出された提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した応募事業者に帰属する。ただし、町は、本事業に関して必要な範囲において、優先交渉権者として選定された応募事業者の提案書類の全部又は一部を無償で使用するものとする。また、町は、審査結果の公表に必要な範囲において、その他の応募事業者の提案書類の一部を無償で使用するものとする。

なお、応募事業者から提出を受けた書類は返却しないものとする。

(8) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用した結果生じる責任は、提案を行った応募事業者が負うものとする。

(9) 町が公表・配布する資料の取扱い

本事業において、町ホームページで公表する資料及び応募事業者に配布する資料は、本応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(10) 募集の中止等

本事業の公募期間中に、やむを得ない理由が生じた場合は、町は募集を延期又は中止することがある。募集を延期又は中止した場合においても、本事業への応募及び提案書類の作成に係る費用は、すべて応募事業者の負担とする。

なお、応募事業者が1者となった場合も提案書類を受け付け、事業者選定基準書に基づき審査を行う。ただし、応募への妨害の疑い、不正又は不誠実な行為等により募集を公正に実施することができないと認められる場合は、募集の延期、再募集、又は募集の取り止めなどの対処を図ることがある。

(11) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。なお、優先交渉権者の決定後、当該優先交渉権者が無効の応募を行ったことが判明した場合には、当該決定を取り消す。

- ア 本事業への参加資格が無い者による応募
- イ 参加資格の確認基準日から提案書類の提出までに、参加資格要件を欠いた者を構成企業としている者による応募
- ウ 参加資格審査を通過した応募企業又は応募グループの代表企業以外の者による応募
- エ 提案価格書に不備が認められる応募(記名押印がない、押印された印影が明らかでない、金額が訂正されている、日付の記載が無いなど)
- オ 提案価格書別紙(提案価格内訳書)が提出されていない又は提案価格書別紙に不備がある応募 誤字、脱字等により意思表示が不明確である応募
- カ 提案書類に必要事項の記載が無い又は記載事項が判読できない応募
- キ 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭な応募
- ク 2通以上の提案書を提出した者による応募
- ケ 参加表明書及び参加資格審査申請書類又は提案書類に虚偽の記載をした者による応募
- コ 談合等の不正行為があった者による応募
- サ その他、募集要項等に記載した条件に違反した応募又は町の指示に従わない者による応募

(12) 提案書類の公開

優先交渉権者として選定された応募事業者の提案書類に関して、東員町情報公開条例(平成12年東員町条例第21号)の規定による開示請求があった場合、応募事業者の技術的・専門的ノウハウを含む機密に関する事項等(個人情報を含む)を除き、公開する場合がある。

(13) その他

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、応募企業又は応募グループの代表企業に通知する。応募事業者は、募集要項等に定めるもののほか、東員町財務規則その他関係法令を遵守すること

6 優先交渉権者の決定方法

(1) 応募事業者の選定方法

応募事業者の選定は、参加資格審査と提案審査の2段階で実施する。

審査の手順など詳細については、事業者選定基準書に示す。

(2) 審査委員会の設置

提案審査における優先交渉権者の選定は、審査委員会において行う。

優先交渉権者の決定までの間に、応募企業又は応募グループの構成員が審査委員に対し、優先交渉権者の選定に関して自己が有利になるように働きかけを行った場合、当該応募事業者は失格とする。審査委員は非公表、審査委員会は非公開とする。

(3) 優先交渉権者の決定及び公表

町は審査委員会の審査結果を踏まえて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

審査結果は、応募企業又は応募グループの代表企業に通知する。

審査や選定に関する問合せや異議申し立てについては、受け付けない。

優先交渉権者の決定結果は、町ホームページに公表する。

(4) 優先交渉権者を決定しない場合の措置

事業者の募集及び選定の過程において、応募事業者あるいは資格審査通過者が無い、あるいは、いずれの応募事業者の提案によっても本事業の目的を達成することができないなどの理由により、本事業をDB方式で実施することが適当でないと町が判断した場合は、優先交渉権を決定せず、この旨を速やかに町ホームページにおいて公表する。

なお、優先交渉権者を決定しない場合においても、本事業への応募及び提案書類の作成に係る費用は、すべて応募事業者の負担とする。

第4 事業契約に関する事項

1 契約手続き等

(1) 事業者との仮契約の締結

町は、優先交渉権者（応募企業又は応募グループが結成する特定JV）と令和6年2月に仮契約を締結することを予定している。

仮契約は、優先交渉権者の決定・公表後、速やかに締結する予定であり、当該契約の締結交渉・手続きに際して、事業契約書(案)の内容は、提案書類の提出前に確定することができなかった事項を除いて、原則として変更しない。

なお、優先交渉権者との仮契約交渉が調わず、締結に至らない場合、町は当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点交渉権者と契約交渉及び手続を行う。

(2) 事業契約の締結

仮契約は、町議会の議決により本契約として成立する。

(3) 契約を締結しない場合

優先交渉権者決定日の翌日から本契約の成立までの間に、応募企業又は応募グループの構成員において参加資格の一部を欠く事態が発生するなど、仮契約を締結できない場合は、速やかに町に対してその旨を書面により届け出ること。この場合、町は優

先交渉権者（応募企業又は応募グループが結成する特定JV）と仮契約及び本契約を締結しない。

ただし、応募グループに関して、代表企業以外の構成企業が参加資格の一部を欠くに至った場合で、参加資格を欠いた者に代えて参加資格を有する者を構成企業として補充し、町が参加資格の確認及び業務遂行能力等を勘案したうえで、本事業の実施に支障をきたさないと判断したときは、町は事業契約の仮契約を締結し、又は本契約を成立させることができる。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格を確認する基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。

（４）契約の締結に至らなかった場合の措置

優先交渉権者の責めに帰すべき事由により事業契約を締結することができない場合、町は優先交渉権者に対して違約金を請求することができる。この場合を除き、事業契約の締結に至らなかった場合には、町及び優先交渉権者が本事業の募集及び準備に要した費用は各自が負担し、相互に債権債務関係が生じないものとする。

（５）費用の負担

事業契約の締結に係る優先交渉権者側の弁護士報酬、印紙代その他一切の費用は、優先交渉権者の負担とする。

２ 契約保証金

事業契約の締結時に必要となる契約保証金については、事業契約書(案)に示す。

３ 事業者の事業契約上の地位

町の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

第５ 事業実施に関する事項

１ 誠実な業務遂行義務

事業者は、要求基準書等の公表資料及び提案書類の記載内容に基づき、本事業に係る各業務について責任を持って誠実かつ確実に遂行すること

２ 町と事業者との責任分担

本事業に係る各業務遂行上のリスク及び責任は、原則として事業者が負担する。

ただし、事業者が適切に管理することができないと認められるリスクは、町がその全て又は一部を負担する。町と事業者との責任分担やリスクが顕在化した場合における具体的な費用負担の方法等については、要求基準書及び事業契約書(案)に示す。

３ 業務遂行状況のモニタリング

町は、事業者が要求基準書等の公表資料及び提案書類に基づいて適切に本事業を実

施していることを確認するため、各業務の遂行状況についてモニタリングを行う。

町は、モニタリングの結果、要求基準を満たしていないと判断した場合には、是正又は改善の要求等の措置を行うことができるものとする。

モニタリングの実施時期や内容、要求基準を満たしていない場合の措置に関する詳細については、事業契約書(案)に示す。

4 保険の付保

事業者は、事業契約書(案)に基づき必要な保険を付保すること

5 提案書類又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

提案書類又は事業契約書の解釈について疑義が生じた場合、町と事業者は本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議を行い、解決を図るものとする。

一定期間内に協議が整わない場合の措置については、事業契約書(案)に示す。

本事業に関する紛争については、津地方裁判所四日市支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施にあたり、関係する法令(当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令、条例等を含む。)及び適用要綱・各種基準等の最新版を遵守する。詳細な内容は、要求基準書に記載する。

7 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書(案)に定める事由ごとに町又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約書(案)の定めるところにより本事業を終了する。詳細については、事業契約書(案)に示す。

(1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の帰責事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、町は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画等の提出及び実施を求めることができる。ただし、事業者が当該期間内に修復することができなかった場合、町は事業契約を解除することができる。

(2) 町の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

町の帰責事由に基づく債務不履行により、本事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

町又は事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により、本事業の

継続が困難となった場合は、町及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行うものとする。一定期間内に協議が整わない場合は、相手方への書面による事前の通知により、町及び事業者は事業契約を解約することができる。

不可抗力の定義については、事業契約書(案)に示す。

第6 募集要項等に関する問合せ先

募集要項等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

本事業に関する情報提供は、町ホームページにおいて行う。

担 当	東員町教育委員会事務局 教育総務課
住 所	三重県員弁郡東員町大字山田 1700 番地
電 話	0594-86-2814
E-mail	kyousou@town.toin.lg.jp
U R L	https://www.town.toin.lg.jp